

水先法施行令の一部改正（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令）による水先区の統合に伴う告示の制定について

## 1．背景

水先法（昭和24年法律第121号）では、船舶が輻輳する水域や自然状況が厳しい水域等の船舶交通の難所とされる全国の港又は水域を水先区として設定し、水先人は、水先区ごとに水先人の免許を受けなければならないこととしています。

具体的な水先区については、水先法施行令（昭和39年政令第354号）において、定められていますが、これまで、水先区のうち、東京湾、伊勢湾及び大阪湾内には複数の水先区が設定されていたところですが、今般、水先法施行令の一部が改正され（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成18年9月26日公布、平成19年4月1日施行。以下「整備政令」といいます。）これらの湾内にある水先区がそれぞれの湾ごとに1つの水先区に統合されたところです。

整備政令の附則第2条第1項では、統合に係る水先区の免許を有している水先人（以下「統合水先区水先人」といいます。）の免許の範囲は、統合水先区が設定された後も統合前の水先区の範囲に限るものとし、第2項及び第3項では、統合水先区水先人は水先法施行令の改正が施行された後、5年を経過する日までの間に水先法第5条第1項第2号に規定する登録水先人養成施設の課程の一部であって、国土交通大臣が定めるものを修了し、国土交通省令で定める試験に合格すれば、国土交通大臣に申請して、統合水先区水先人の免許の範囲を統合後の水先区の範囲とすることができることとされています。

今般、統合水先区水先人がその者の有する免許の範囲を統合後の水先区とするために修了しなければならない国土交通大臣が定める登録水先人養成施設の課程の一部に関する告示を制定します。

## 2．告示の概要

(1) 統合水先区水先人が統合後の水先区の範囲を免許の範囲とする場合に修了しなければならない登録水先人養成施設の課程の一部は、「登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示」（平成18年国土交通省告示第1166号）別表第二に掲げる履修科目のうち、次に掲げる履修科目とし、次に掲げる時間履修することとします。

ただし、水先業務に従事した一定の経験に応じて適当と認められる範囲内において、履修時間を減ずることができることとします。

座学については、次のとおりとします。

- ・「航海に関する科目」・・・15時間以上
- ・「運用に関する科目」・・・30時間以上
- ・「法規に関する科目」・・・15時間以上

「操船シミュレータに関する科目」を23時間以上履修することとします。

「水先実務」を1.5ヶ月以上履修することとします。

(2) 上記(1)のほか、(1)の履修に関して必要な事項を定めます。

## 3．今後のスケジュール（予定）

公 布：平成19年2月28日  
施 行：平成19年4月 1日